

令和2年度 グループホームときめき 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるようにご本人の意思・希望を受け止め、ご本人の状態にあわせて入浴、排泄、食事等の日常生活場面での支援や機能訓練等必要な援助を行います。

また、ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

4. 運営指針

法人理念・基本方針を基軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

安定的な経営基盤の確保のため、利用率 90%以上を目指し、サービスの向上と運営の健全化を図っていきます。施設会計については、会計監査法人による外部監査を実施し、透明性を確保していきます。

【利用者サービス】

利用者の状態は1日の中でも変化し、課題や困難・不安を抱えながらもその人らしく生活してもらうために小規模の事業所であるという利点を活かし、家庭的な雰囲気や

思いやりを大切にし、安心できる環境作りを行っていきます。そこには環境の変化に順応できずストレスになったり不安が続いたりすることもありますので地域医療機関ともより密な連携を確保していきます。

【地域公益活動】

地域密着型サービス事業者連絡会や地域における関係者との連携の中で課題を発見し、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に解決していくために有する機能を最大限に提供していきます。

また、加入している町内会の地域ふれあい食事会を初めとする諸行事・地域活動協議会に参加し、利用者と一緒に近隣清掃活動等で地域との交流を深め、協働体制を構築できるように努めます。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し各学校への訪問、広告媒体やホームページの活用等により職員を確保していきます。人材育成の目的は介護の質の向上であり、法人の理念・基本方針を理解し、事業所の使命・達成すべき個人の目標を的確に把握し、継続的に改善していくことで組織の一員となれるよう個々の育成を図っていきます。

【建物・設備】

基幹設備の耐用年数に留意し、施設機能のための計画的な機器の改修・更新や建物の維持管理に努めます。

- (2) 中長期運営指針

利用者個々の状況において想い・希望・不安等は刻々と変化し、喜怒哀楽の感情をコントロールすることが困難なケースが多くみられています。利用者にとって安心して生活できる環境を目指し、認知症ケアについての知識と技術を学び専門的な認知症ケアを継続して提供するとともに、常に安定した運営ができるようにインターネット等による情報公開と情報発信に努め、サービス内容について定期的に見直し充実を図っていきます。

また、建物についてはホール等の床材の改修やLEDへの電気設備の交換等のほか、改築も含めた資金の計画的積み立てを行っていきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

- (1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

認知症高齢者は病状・程度等は個人によって異なり、出現する周辺症状・精神症状も複雑・多様であり、日常生活動作能力・知的能力も異なります。また、その時々により理解力・判断力等は異なり容易に変化しま

す。このような認知症高齢者に対しては「認知症高齢者の心の向き（何を望んでいるのか、どうしたいのか等）を把握した上でそれに沿ってその認知症高齢者の生き方を援助していく」事が基本になってきます。そのためにも、要介護認定調査・要介護度、ご本人やご家族・関係者の希望などに基づいて介護計画を作成し、利用者個々にあったサービスを提供していきます。

また、事業内容についてはアンケート調査を実施するとともに、事業所内に意見箱を設置し苦情や要望が出しやすい環境を整備します。

(2) 健康維持管理サービス

認知症高齢者は、生活において起床・洗面・更衣・入浴・排泄等の身につけていた生活習慣が失われていくことが多いので、これらの生活習慣をできるだけ維持していくことができるようにします。洗面や理・美容により、身だしなみを整え、人間らしく生活することを大切にしていきます。

また、起床時・毎食後に口腔清潔（歯みがき・義歯洗浄・うがい）を行うことにより、食物残渣物等を取り除き口腔内を清潔に保つと共に口腔内や自歯・義歯に異常がないか確認し、口腔機能低下防止に努めます。

(3) 食事サービス

食事については第2愛港園で作成した献立を基に、個人の嗜好を取り入れた献立をたて、利用者と共に近隣のスーパー・商店街等へ買い物に出かけ、共同で調理をし、一人一人ができることを分担し、食事の準備・後かたづけ等に主体的に関わっていただけるように働きかけていきます。

また、栄養のバランスを考えながら、利用者のニーズ・体調・ADL（過食・拒食・治療食・食材の大きさ、形態等）に対応した援助を行います。

(4) 余暇活動等

日常生活において特に日課等は設定せず、買い物・レクリエーション・散歩・季節毎の室内装飾・書道・手工芸・園芸等の手先や体を動かすこと、自然とふれあう等残存機能を活かした活動を行っていきます。

また、個別のケアや各種療法を取り入れる事で身体的・精神的な中核症状から伴う周辺症状（行動・心理症状：BPSD）の予防的タイミングや安定を図る様なプログラムも取り入れていきます。

(5) サービス向上

サービスの資質向上にむけ、事業所内外の研修に積極的に参加できるよう努力します。研修項目として「認知症の研修、個人情報保護（プライバシーの保護）の研修、身体拘束排除のための研修、倫理・法令遵守（コンプライアンス）、感染症及び食中毒に

関する研修、人権研修等」を実施し、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にし職員全員のものになるようにします。

また、サービスの質の向上のために毎年自己評価を実施し、介護サービス情報及び外部評価受診結果を積極的に公表し利用者やその家族等が今後、サービスを受ける際の情報として利用できるようにします。

(6) 人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、この問題を充分認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。また、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

認知症ケアではその人を中心にしたケアの重要性が指摘されており、介護の専門職が個人の尊厳を損なわず、個人を尊重したケアを実践することを指しており、利用者の尊厳を基本とした基本理念の実践が職員に求められています。基本理念の実践は、継続的・計画的に教育していくことで培われサービスの向上につながっていきます。

適正人員については「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生省令第36号）に定める内容を遵守します。

(2) 会議・委員会・研修

毎月の職員会議・ケース会議・職員研修等においてサービス内容の検討や改善、情報交換等をおこない、組織として統一された意識を持ちよりよいサービスを提供していきます。

また、運営推進会議を隔月で開催し、利用者及びその家族・関係者、地域包括支援センター職員、港区社会福祉協議会職員、地域住民代表2名、区内の

小規模多機能型居宅介護所長、法人の役員、スタッフが参加し、利用者の生活支援・グループホームの運営等について建設的な意見交換を行っていきます。毎回広報誌「ときめきだより」を発行し、近況報告を行う等内容の充実を図っていきます。

険施設との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

(3) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内の介護保険事業所が同じ敷地内に立っており、居宅介護支援事業所・介護保険施設という、高齢者に対するサービスを一体となってお利用頂くことが可能です。地域の高齢者が安心して過ごす事のできるサービスの拠点として、各施設・事業所が連携を強化し、ささいな事でも相談に乗り、穏やかに安心して過ごす事のできる環境で生活を送って頂けるコミュニティ作りに努めます。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

利用者に重大な被害を及ぼす事態やおそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることに徹します。また、サービスを提供するにあたり事故ゼロ報告を活用し、リスク要因の収集に努めるとともに、事故発生時においても分析による迅速な改善策を講じていきます。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用方法、提供方法を明確にし、契約時に十分に説明と同意を得ることで個人情報保護への積極的な取り組みを実行し、人権意識の向上を図っていきます。

(3) 防災災害等緊急時の対応

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防災設備・備品等の点検管理を行い、備蓄食料や物品を確保し定期チェックを行っていきます。

また、緊急時に備え職員の体制を整え、緊急対応マニュアルを理解・習得することで人命保護を最優先に行動できるよう努めます。災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練等、同敷地内の介護保険施設と合同にて行います。

(4) 防犯に関する体制対策

不審者の侵入を未然に防止するために、施設設備の整備・施錠の日常点検を徹底し、職員等による緊急時の対応体制の整備や同敷地内の介護保

令和2年度 グループホーム ときめき 事業計画

月	行 事	食事サービス	災 害 対 策
4 月	花見	花見（野外食） 特別献立 （昭和の日）	消防計画書策定 管理者教育 総合訓練 新任職員研修・防災機器の取り扱い説明 防災設備総合機器点検
5 月	端午の節句	特別献立 （憲法記念日・みどりのひ・こどもの日・母の日）	視聴覚指導 防犯訓練 地震災害応急対策訓練
6 月	外食会	特別献立（虫歯予防デー・父の日） 手作り昼食（焼きそばなど）	応急手当講習 （救命処置・AED） 自衛消防隊員教育
7 月	七夕祭り	特別献立 （海の日・スポーツの日）	夜間想定防災訓練
8 月	お盆（納涼会） お盆帰省、外食会 花火・祭り（地域）	特別献立 （お盆・山の日）	合同消防訓練
9 月	敬老祝賀会 地域敬老祝賀会	特別献立 （防災の日・敬老の日・秋分の日）	防災月間
10 月		特別献立（お月見） 手作りおやつ	防災訓練 地震災害応急対策訓練 防災設備機器点検 港区自衛消防競技会
11 月	外食会	特別献立（文化の日）	総合訓練 秋季全国防災予防運動 視聴覚指導
12 月	クリスマス会 餅つき 年末帰省	特別献立 （冬至・クリスマス・年越し）	年末年始災害防止特別警戒 防犯講習 自衛消防隊員教育
1 月	年始帰省 新年祝賀会 初詣・書き初め	特別献立 （おせち料理・七草・小正月）	年末年始災害防止特別警戒
2 月	節分	特別献立 （節分・建国記念の日・聖ガリクスの日・天皇誕生日）	地震災害応急対策訓練
3 月	創立記念日 雛祭り	特別献立 （雛祭り・初詣・春分の日）	春季全国火災予防運動 合同防災訓練（消防署立ち会い）
定 例	誕生会（入居者誕生日） 地域ふれあい食事会（月1回）ただし7・8・9・1月は休み 地域ふれあい喫茶（月1回）ただし7・8・9月は休み 運営推進会議（2ヶ月に1回）	特別献立（入居者誕生日） ティータイム（毎日2回）	防災会議（年2回） 防災訓練（年2回） 防災自主点検（月1回）

令和2年度　ときめき内部研修会

	研 修 内 容
4月	認知症介護研修
5月	緊急時対応(利用者急変時等)の対応・緊急救命講習・AED使用方法
6月	食中毒について 介護技術向上に向けての取り組み①(排泄介助)
7月	介護保険制度の現状と今後の動向について
8月	身体拘束廃止に向けての様々な取り組みについて(人権研修)
9月	介護技術向上に向けての取り組み②(入浴・更衣・移乗)
10月	感染症予防及び対策について
11月	非常災害時(火災・地震)の対応について
12月	リスクマネジメント(介護事故について)
1月	介護職員に求められる倫理観について(人権研修)
2月	令和3年度事業計画について
3月	介護技術向上に向けての取り組み③(食事介助)